

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき株主総会等に関する法務省令を次のように定める。

株主総会等に関する法務省令

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 株主総会及び種類株主総会

第一節 通則（第三条―第十条）

第二節 株主総会参考書類

第一款 通則（第十一条）

第二款 役員を選任（第十二条―第十五条）

第三款 役員の解任等（第十六条―第十九条）

第四款 役員の報酬（第二十条―第二十二条）

第五款 計算関係書類の承認（第二十三条）

第六款 合併契約等の承認（第二十四条―第三十条）

第七款 株主提案の場合における記載事項（第三十一条）

第三節 議決権行使書面（第三十二条―第三十五条）

第四節 種類株主総会（第三十六条）

第三章 創立総会及び種類創立総会

第一節 通則（第三十七条―第四十三条）

第二節 創立総会参考書類（第四十四条）

第三節 議決権行使書面（第四十五条―第四十八条）

第四節 種類創立総会（第四十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号。以下「法」という。）の規定により委任された株主総会及び種類株主総会並びに創立総会及び種類創立総会に関する事項その他の事項について、必要な

事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この省令において「会社」、「外国会社」、「子会社」、「親会社」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「会計監査人設置会社」、「委員会設置会社」、「種類株主総会」、「社外取締役」、「社外監査役」、「吸収合併」、「吸収分割」、「株式交換」、「新設合併」、「新設分割」又は「株式移転」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、親会社、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、会計監査人設置会社、委員会設置会社、種類株主総会、社外取締役、社外監査役、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をいう。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 創立総会 法第六十五条第一項に規定する創立総会をいう。
- 二 種類創立総会 法第八十四条に規定する種類創立総会をいう。
- 三 株主総会参考書類 法第三百一条第一項に規定する株主総会参考書類をいう。

- 四 創立総会参考書類 法第七十条第一項に規定する創立総会参考書類をいう。
- 五 業務執行者 業務執行取締役（法第二条第十五号に規定する業務執行取締役をいう。以下同じ。）
執行役その他業務を執行する役員、業務を執行する社員及び使用人をいう。
- 六 役員等 法第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。
- 七 報酬等 法第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。
- 八 募集株式 法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。
- 九 募集新株予約権 法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。
- 十 電磁的方法 法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。
- 十一 電磁的記録 法第二十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。
- 十二 特定関係事業者 親会社並びに当該親会社の子会社及び関連会社（株式会社の計算に関する法務省令（平成十八年法務省令第 号）第二条第二項第二十号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）
並びに主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。
- 十三 計算関係書類 次に掲げるものをいう。

イ 各事業年度に係る計算書類（法第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書

ロ 臨時計算書類（法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。）

ハ 連結計算書類（法第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類をいう。）

第二章 株主総会及び種類株主総会

第一節 通則

（招集の決定事項）

第三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百九十八条第一項第一号に規定する株主総会が定時株主総会である場合において、同号の日が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その日時を決定した理由

イ 当該日が前事業年度に係る定時株主総会の日に相当する日と著しく離れた日であること。

ロ 株式会社が公開会社である場合において、当該日と同一の日において定時株主総会を開催する他の株式会社（公開会社に限る。）が著しく多いこと。

- 二 法第二百九十八条第一項第一号に規定する株主総会の場所が過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由
 - イ 当該場所が定款で定められたものである場合
 - ロ 当該場所で開催することについて株主総会に出席しない株主全員の同意がある場合
- 三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項
 - イ 次節の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 特定の時（株主総会の日時以前の時であつて、法第二百九十九条第一項の規定により通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。以下この号において同じ。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時
 - ハ 特定の時をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時
 - ニ 第三十三条の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容
 - 四 法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項
 - イ 法第二百九十九条第三項の承諾をした株主に対しては当該株主の請求があつた時に法第三百一条第

一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。以下この章において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の株主が法第三百十一条第一項及び第三百十二条第一項の規定により議決権を行使した場合における当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第三百十条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理人の資格、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 法第三百十二条第二項の規定による通知の方法を定めるとき（定款に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。）は、その方法

七 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（イ又はロに掲げる事項に係る議案が確定していない場合にあつては、

その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

八 法第百九十九条第三項又は第二百条第二項に規定する場合における募集株式を引き受ける者の募集
二 法第二百三十八条第三項各号又は第二百三十九条第二項各号に掲げる場合における募集新株予約権を引き受ける者の募集

ホ 定款の変更

(書面投票を要しない株式会社)

第四条 法第二百九十八条第二項に規定する法務省令で定めるものは、株式会社の取締役(法第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主)が法第二百九十八条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する株主に対して証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合における当該株式会社とする。

(株主総会参考書類及び議決権行使書面)

第五条 法第三百一条第一項又は第三百二条第一項の規定により交付すべき株主総会参考書類に記載すべき事項は、次節の定めるところによる。

2 法第三百一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第三百二条第三項若しくは第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、第三節の定めるところによる。

3 法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めた株式会社が行った株主総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第三百一条第一項及び第三百二条第一項の規定による株主総会参考書類の交付とする。

4 第三条第四号イに定める事項を定めた場合には、株式会社は、法第二百九十九条第三項の承諾をした株主の請求があつた時に、法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

（実質的に支配する可能性がある関係）

第六条 法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主は、株式会社（当該株式会社の子会社を含む

。が、当該株式会社の株主であるもの（会社（外国会社を含む。）、組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）に規定する有限責任事業組合その他組合に準ずるもの及び外国におけるこれらのものに相当するものをいう。）その他これらに準ずる事業体に限る。）の議決権（同項その他これに準ずる法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含む。）の総数の四分の一以上を有する場合における当該株主であるもの（当該株主であるもの以外の株主が当該株式会社の株主総会において議決権を行使することができない場合における当該株主を除く。）とする。

（書面による議決権行使の期限）

第七条 法第三百十一条第一項に規定する法務省令で定める時は、株主総会の日の直前の営業時間の終了時

（第三条第三号ロに規定する場合にあつては、同号ロの特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第八条 法第三百十二条第一項に規定する法務省令で定める時は、株主総会の日の直前の営業時間の終了時

（第三条第三号ハに規定する場合にあつては、同号ハの特定の時）とする。

(取締役等の説明義務)

第九条 法第三百二十四条に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 当該株主が株主総会の日より相当の期間前に当該事項を株式会社に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 株主が説明を求めた事項について説明をすることにより株式会社その他の者(当該株主を除く。)の権利を侵害することとなる場合

三 株主が当該株主総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、株主が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合

(議事録)

第十条 法第三百十八条第一項の規定による株主総会の議事録の作成については、この条の定めるところに

よる。

2 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 株主総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 株主総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計

監査人又は株主が株主総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 株主総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により株主総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の

概要

イ 法第二百四十五条第一項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）

ロ 法第二百四十五条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）

ハ 法第二百七十七条第一項

ニ 法第二百七十九条第三項

ホ 法第二百八十四条

- へ 法第二百八十七条第三項
- ト 法第二百八十九条第三項
- チ 法第二百九十八条第一項
- リ 法第二百九十八条第二項
- 四 株主総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称
- 五 株主総会の議長が存するときは、議長の氏名
- 六 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、株主総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
 - 一 法第二百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 株主総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ハ 株主総会の決議があつたものとみなされた日
 - 二 議事録の作成に係る職務を行った取締役又は執行役の氏名

二 法第三百二十一条の規定により株主総会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 株主総会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ 株主総会への報告があつたものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役又は執行役の氏名

第二節 株主総会参考書類

第一款 通則

第十一条 株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

二 議案の提案の理由

三 議案につき法第三百八十四条又は第三百八十九条第三項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の要旨

2 株主総会参考書類には、この節に定めるもののほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3 同一の株主総会に関して株主に対して提供するものうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、株主総会参考書類に記載することを要しない。

4 同一の株主総会に関して株主に対して提供する招集通知、計算関係書類又は事業報告の内容とすべき事項を株主総会参考書類に記載する場合には、当該事項については、株主に対して提供する招集通知、計算関係書類又は事業報告の内容とすることを要しない。

第二款 役員を選任

(取締役の選任に関する議案)

第十二条 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
 - 二 候補者が他の会社等（会社その他の法人をいう。以下同じ。）を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）
 - 三 候補者と株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その要旨
 - 四 候補者が現に当該株式会社の取締役であるときは、当該株式会社における地位及び担当
- 3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であつて、かつ、他の会社の子会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 候補者が現に当該他の会社（当該他の会社の子会社（当該株式会社を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当
 - 二 候補者が過去五年間に当該他の会社の業務執行者であつたときは、当該他の会社における地位及び担当
- 4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、当

該候補者についての次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 当該候補者が社外取締役候補者である旨
- 二 当該候補者を社外取締役候補者とした理由
- 三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されたものに限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実及び当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要
- 四 当該候補者が過去五年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実（当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要を含む。）
- 五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない

ものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものであることを示す事実

六 当該候補者が次のいずれかに該当するときは、その旨

イ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。

ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去三年間に受けていたこと。

ハ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。

ニ 過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。

ホ 過去五年以上当該株式会社の社外取締役又は監査役となっていること。

ヘ 過去二年間に当該株式会社が合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（へ及び第十四条第四項第六号ホにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を承

継し、又は譲り受けた場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

七 当該候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容

八 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見

5 前項に規定する「社外取締役候補者」とは、次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう（以下この章において同じ。）。

一 当該候補者が過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。

二 当該候補者が現に当該株式会社又はその子会社の業務執行者でないこと。

三 当該候補者を就任後業務を執行する取締役として選定する予定がないこと。

四 次のいずれかの要件に該当すること。

イ 当該候補者を法第三百七十二条第一項第二号、第四百条第三項、第四百二十五条第一項第一号八又

は第四百二十七条第一項の社外取締役であるものとする予定があること。

ロ イに掲げるもののほか、当該候補者を社外取締役であるものとして計算書類、事業報告、株主総会参考書類その他株式会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。

(会計参与の選任に関する議案)

第十三条 取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人又は税理士法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 法第三百四十五条第一項の規定による会計参与の意見があるときは、その要旨

四 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

(監査役の選任に関する議案)

第十四条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その要旨

三 就任の承諾を得ていないときは、その旨

四 議案が法第三百四十三条第二項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨

五 法第三百四十五条第四項において準用する同条第一項の規定による監査役の意見があるときは、その

要旨

2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる

事項を記載しなければならない。

一 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 候補者が他の会社等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）

三 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位及び担当

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の会社の子会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が現に当該他の会社（当該他の会社の子会社（当該株式会社を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当

二 候補者が過去五年間に当該他の会社の業務執行者であつたときは、当該他の会社における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。）

）を記載しなければならない。

一 当該候補者が社外監査役候補者である旨

二 当該候補者を社外監査役候補者とした理由

三 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外監査役候補者として選任されたもの及び社外監査役であるものとして登記されたものに限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた

事実があるときは、その事実及び当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要

四 当該候補者が過去五年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実（当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要を含む。）

五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与していないものであるときは、当該経営に参与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に

遂行することができるものであることを示す事実

六 当該候補者が次のいずれかに該当するときは、その旨

イ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。

ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去三年間に受けていたこと

ハ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

ニ 過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。

ホ 過去五年以上当該株式会社の監査役となつていること。

ヘ 過去二年間に当該株式会社が合併等により他の株式会社の事業に関して有する権利義務を承継し、又は譲り受けた場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であつたこと。

七 当該候補者と当該株式会社との間で第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約

を締結する予定があるときには、その契約の内容

八 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見

5 前項に規定する「社外監査役候補者」とは、次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

一 当該候補者が過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないこと。

二 次のいずれかの要件に該当すること。

イ 当該候補者を法第三百二十五条第三項又は第四百二十七条第一項の社外監査役であるものとする予定があること。

ロ イに掲げるもののほか、当該候補者を社外監査役であるものとして計算書類、事業報告、株主総会参考書類その他株式会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に記載し、又は記録する予定があること。

（会計監査人の選任に関する議案）

第十五条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げ

る事項を記載しなければならない。

一 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 議案が法第二百四十四条第二項第一号又は第二号の規定による請求によって提出されたものであると

きは、その旨

四 法第二百四十五条第五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、

その要旨

五 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六 当該候補者が過去五年間に業務の停止の処分を受けた者であるときは、当該処分に係る事項

七 株式会社が開業会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の親会社若しくは当該親会社の

子会社（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人としての報酬等及び公認会計士法第二条第一項の業務の対価を除く。）を受ける予定があり、又は過去三年間に受けていたときは、その内容

第三款 役員解任等

（取締役の解任に関する議案）

第十六条 取締役が取締役の解任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、解任の理由を記載しなければならない。

（会計参与の解任に関する議案）

第十七条 取締役が会計参与の解任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 解任の理由

二 法第三百四十五条第一項の規定による会計参与の意見があるときは、その要旨

（監査役の解任に関する議案）

第十八条 取締役が監査役の解任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 解任の理由

二 法第二百四十五条第四項において準用する同条第一項の規定による監査役の意見があるときは、その

要旨

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第十九条 取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 解任又は不再任の理由

二 議案が法第二百四十四条第二項第二号又は第三号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨

三 法第二百四十五条第五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、

その要旨

第四款 役員報酬等

(取締役の報酬等に関する議案)

第二十条 取締役が取締役の報酬等に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準
- 二 議案が既に定められている法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、
変更の理由

三 議案が二以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、株主総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、取締役の一部が社外取締役（社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されているものに限る。以下この項において同じ。）であるときは、株主総会参考書類には、議案の理由並びに第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち社外取締役に關するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。

（会計参与の報酬等に関する議案）

第二十一条 取締役が会計参与の報酬等に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第三百七十九条第一項に規定する事項の算定の基準

二 議案が既に定められている法第三百七十九条第一項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴

五 法第三百七十九条第三項の規定による会計参与の意見があるときは、その要旨

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、株主総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

(監査役の報酬等に関する議案)

第二十二條 取締役が監査役の報酬等に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第三百八十七条第一項に規定する事項の算定の基準

二 議案が既に定められている法第三百八十七条第一項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴

五 法第三百八十七条第三項の規定による監査役の意見があるときは、その要旨

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、株主総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

第五款 計算関係書類の承認

第二十三条 取締役が計算関係書類の承認に関する議案を提出する場合において、法第三百九十八条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、株主総会参考書類には、その意見を記載しなければならない。

第六款 合併契約等の承認

(吸収合併契約の承認に関する議案)

第二十四条 取締役が吸収合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該吸収合併を行う理由
 - 二 吸収合併契約の内容の概要
 - 三 法第七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事項又は法第七百五十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項の概要
 - 四 当該株式会社が吸収合併消滅株式会社（法第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。）であるときは、組織再編行為に関する法務省令（平成十八年法務省令第 号。以下「組織再編省令」という。）第五十五条第三号に掲げる事項の内容（吸収分割契約の承認に関する議案）
- 第二十五条 取締役が吸収分割契約の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当該吸収分割を行う理由
 - 二 吸収分割契約の内容の概要

三 法第七百五十八条第四号に掲げる事項又は法第七百六十条第四号及び第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項の概要

（株式交換契約の承認に関する議案）

第二十六条 取締役が株式交換契約の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該株式交換を行う理由

二 株式交換契約の内容の概要

三 法第七百六十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項又は法第七百七十条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項の概要

四 当該株式会社が株式交換完全子会社（法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）であるときは、組織再編省令第五十七条第三号に掲げる事項の内容

（新設合併契約の承認に関する議案）

第二十七条 取締役が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該新設合併を行う理由
- 二 新設合併契約の内容の概要
- 三 法第七百五十三条第一項第六号から第九号に掲げる事項又は法第七百五十五条第一項第四号、第六号及び第七号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項の概要
- 四 新設合併設立株式会社（法第七百五十三条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この条において同じ。）の取締役となる者についての第十二条に規定する事項
- 五 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の会計参与となる者についての第十三条に規定する事項
- 六 新設合併設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査役となる者についての第十四条に規定する事項

四 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の会計監査人となる者についての第十五条に規定する事項

(新設分割計画の承認に関する議案)

第二十八条 取締役が新設分割計画の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該新設分割を行う理由

二 新設分割計画の内容の概要

三 法第七百六十三条第六号から第九号までに掲げる事項又は法第七百六十五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項の概要

(株式移転計画の承認に関する議案)

第二十九条 取締役が株式移転計画の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該株式移転を行う理由

二 株式移転計画の内容の概要

三 法第七百七十三条第一項第五号から第八号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項の概要

四 株式移転設立完全親会社（法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下この条において同じ。）の取締役となる者についての第十二条に規定する事項

五 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計参与となる者についての第十三条に規定する事項

六 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査役となる者についての第十四条に規定する事項

七 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての第十五条に規定する事項

（事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案）

第三十条 取締役が法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該事業譲渡等を行う理由
- 二 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要
- 三 当該契約に基づき当該株式会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要

第七款 株主提案の場合における記載事項

第三十一条 議案が株主の提出に係るものである場合には、株主総会参考書類には、議案が株主の提出に係るものである旨、議案に対する取締役（取締役会設置会社である場合にあつては、取締役会）の意見及び次に掲げる事項（当該事項が株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の要旨）を記載しなければならない。

- 一 株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して提案理由（当該提案理由が明らかに虚偽である

場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案理由を除く。）を株式会社に対して通知したときは、当該理由

二 議案が取締役の選任に関するものである場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して第十二条に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容

三 議案が会計参与の選任に関するものである場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して第十三条に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容

四 議案が監査役の選任に関するものである場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して第十四条に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容

五 議案が会計監査人の選任に関するものである場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して第十五条に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）

）を株式会社に対して通知したときは、その内容

2 二以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、株主参考書類には、その議案及びこれに対する取締役（取締役会設置会社である場合にあっては、取締役会）の意見は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の株主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。

3 二以上の株主から同一の趣旨の提案理由が提出されている場合には、株主参考書類には、その提案理由は、各別に記載することを要しない。

第三節 議決権行使書面

（賛否の記載）

第三十二条 議決権行使書面には、議案ごとに、株主が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

2 役員等の選任に関する議案において二以上の候補者が提案されているときは、前項の欄は、株主が各候補者ごとに同項に規定する記載をすることができるものでなければならない。

3 役員等の解任に関する議案において二以上の役員等が提案されているときは、第一項の欄は、株主が各

役員等ごとに同項に規定する記載をすることができないものでなければならない。

4 会計監査人を再任しないことに関する議案において二以上の会計監査人が提案されているときは、第一項の欄は、株主が各会計監査人ごとに同項に規定する記載をすることができないものでなければならない。

(賛否の記載がない場合の取扱い)

第三十三条 第三条第三号二に掲げる事項を定めた場合には、議決権行使書面には、前条第一項に規定する記載のない議決権行使書面が株式会社に提出されたときにおける各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容を記載しなければならない。

(株主の氏名等)

第三十四条 議決権行使書面には、議決権を行使すべき株主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数を記載しなければならない。

2 議決権行使書面には、前項の株主の同一性を確認するための措置を講じなければならない。

(その他の記載事項)

第三十五条 第三条第四号ロに掲げる事項を定めた場合には、議決権行使書面には、当該事項を記載しなけ

ればならない。

2 議決権行使書面には、書面による議決権の行使の期限を記載しなければならない。

3 法第三百二条第三項又は第四項の規定により議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、同項中「書面による」とあるのは、「電磁的方法による」とする。

第四節 種類株主総会

第三十六条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものについて準用する。

一 第三条（第一号を除く。） 法第三百二十五条において準用する法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項

二 第四条 法第三百二十五条において準用する法第二百九十八条第二項に規定する法務省令で定めるものの

三 第五条及び前二節 法第三百二十五条において準用する法第三百一条第一項に規定する株主総会参考書類及び議決権行使書面

- 四 第六条 法第二百二十五条において準用する法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主
- 五 第七条 法第二百二十五条において準用する法第三百十一条第一項に規定する法務省令で定める時
- 六 第八条 法第二百二十五条において準用する法第三百十二条第一項に規定する法務省令で定める時
- 七 第九条 法第二百二十五条において準用する法第三百十四条に規定する法務省令で定める場合
- 八 第十条 法第二百二十五条において準用する法第三百十八条第一項の規定による株主総会の議事録の作成

第三章 創立総会及び種類創立総会

第一節 通則

(招集の決定事項)

第三十七条 法第六十七条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
 - イ 次節の規定により創立総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 法第六十七条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、書面による議決権の行使の期限（創立総

会の日時以前の時であつて、法第六十八条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。以下この号において同じ。）

八 法第六十七条第一項第四号に掲げる事項を定めるときは、電磁的方法による議決権の行使の期限

二 第四十六条の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

二 法第六十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めるときは、次に定める事項

イ 法第六十八条第三項の承諾をした設立時株主（法第六十五条第一項に規定する設立時株主をいう。

以下この章において同じ。）に対しては当該設立時株主の請求があつた時に法第七十条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。以下この章において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の設立時株主が法第七十五条第一項及び第七十六条第一項の規定により議決権を行使したときにおける当該設立時株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

三 第一号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が創立総会の目的である事項であるとき

は、当該事項に係る議案の概要

イ 設立時役員等（設立時取締役（法第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この章において同じ。））、設立時会計参与（同条第二項第一号に規定する設立時会計参与をいう。以下この章において同じ。））、設立時監査役（同項第二号に規定する設立時監査役をいう。以下この章において同じ。）及び設立時会計監査人（同項第三号に規定する設立時会計監査人をいう。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）の選任

ロ 定款の変更

（創立総会参考書類及び議決権行使書面）

第三十八条 法第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により交付すべき創立総会参考書類に記載すべき事項は、次節の定めるところによる。

2 法第七十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七十一条第三項若しくは第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、第三節の定めるところによる。

3 法第六十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めた発起人が行った創立総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第七十条第一項及び第七十一条第一項の規定による創立総会参考書類の交付とする。

4 前条第二号イに定める事項を定めた場合には、発起人は、法第六十八条第三項の承諾をした設立時株主の請求があつた時に、法第七十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

（実質的に支配する可能性がある関係）

第三十九条 法第七十二条第一項に規定する法務省令で定める設立時株主は、成立後の株式会社（当該株式会社の子会社を含む。）が、当該成立後の株式会社の株主であるもの（会社（外国会社を含む。）、組合等（民法に規定する組合、有限責任事業組合契約に関する法律に規定する有限責任事業組合その他組合に準ずるもの及び外国におけるこれらのものに相当するものをいう。）その他これらに準ずる事業体に限り行使することができないとされる議決権を含む。）の総数の四分の一以上を有することとなる場合にお

ける当該成立後の株式会社株主となる設立時株主であるもの（当該設立時株主であるもの以外の設立時株主が当該創立総会において議決権を行使することができない場合における当該設立時株主を除く。）とする。

（書面による議決権行使の期限）

第四十条 法第七十五条第一項に規定する法務省令で定める時は、第三十七条第一号口の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第四十一条 法第七十六条第一項に規定する法務省令で定める時は、第三十七条第一号八の行使の期限とする。

（設立時取締役等の説明義務）

第四十二条 法第七十八条に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 設立時株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

- イ 当該設立時株主が創立総会の日より相当の期間前に当該事項を発起人に対して通知した場合
- ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 設立時株主が説明を求めた事項について説明をすることにより成立後の株式会社その他の者（当該設立時株主を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 三 設立時株主が当該創立総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、設立時株主が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な事由がある場合

（議事録）

第四十三条 法第八十一条第一項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 創立総会が開催された日時及び場所

- 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役、設立時執行役（法第四十八条第一項第二号に規定する設立時執行役をいう。）、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の氏名又は名称
 - 四 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、創立総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものでなければならない。
- 一 法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 創立総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ハ 創立総会の決議があつたものとみなされた日
 - 二 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称
- 二 法第八十三条の規定により創立総会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
- イ 創立総会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ 創立総会への報告があつたものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

第二節 創立総会参考書類

第四十四条 創立総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

二 議案の提案の理由

三 議案が設立時取締役の選任に関する議案であるときは、当該設立時取締役についての第十二条に規定する事項

四 議案が設立時会計参与の選任に関する議案であるときは、当該設立時会計参与についての第十三条に規定する事項

五 議案が設立時監査役の選任に関する議案であるときは、当該設立時監査役についての第十四条に規定する事項

六 議案が設立時会計監査人の選任に関する議案であるときは、当該設立時会計監査人についての第十五

条に規定する事項

七 議案が設立時役員等の解任に関する議案であるときは、解任の理由

2 創立総会参考書類には、前項に定めるもののほか、設立時株主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

第三節 議決権行使書面

(賛否の記載)

第四十五条 議決権行使書面には、議案ごとに、設立時株主が賛否を記載する欄を設けなければならない。

ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

2 設立時役員等の選任に関する議案において二以上の候補者が提案されているときは、前項の欄は、設立時株主が各候補者について同項に規定する記載をすることができるものでなければならない。

3 設立時役員等の解任に関する議案において二以上の役員等が提案されているときは、第一項の欄は、設立時株主が各設立時役員等について同項に規定する記載をすることができるものでなければならない。

(賛否の記載がない場合の取扱い)

第四十六条 第三十七条第一号二に掲げる事項を定めた場合には、議決権行使書面には、前条第一項に規定する記載のない議決権行使書面が発起人に提出されたときにおける各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容を記載しなければならない。

(設立時株主の氏名等)

第四十七条 議決権行使書面には、議決権を行使すべき設立時株主の氏名又は名称及び行使することができ
る議決権の数を記載しなければならない。

2 議決権行使書面には、前項の設立時株主の同一性を確認するための措置を講じなければならない。

(その他の記載事項)

第四十八条 第三十七条第二号ロに掲げる事項を定めた場合には、議決権行使書面には、当該事項を記載し
なければならない。

2 議決権行使書面には、書面による議決権の行使の期限を記載しなければならない。

3 法第七十一条第三項又は第四項の規定により議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供
する場合における前項の規定の適用については、同項中「書面による」とあるのは、「電磁的方法による

」とする。

第四節 種類創立總會

第四十九条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものについて準用する。

- 一 第三十七条 法第八十六条において準用する法第六十七条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項

- 二 第三十八条及び前二節 法第八十六条において準用する法第七十条第一項に規定する創立總會参考書類及び議決権行使書面

- 三 第三十九条 法第八十六条において準用する法第七十二条第一項に規定する法務省令で定める設立時株主

- 四 第四十条 法第八十六条において準用する法第七十五条第一項に規定する法務省令で定める時

- 五 第四十一条 法第八十六条において準用する法第七十六条第一項に規定する法務省令で定める時

- 六 第四十二条 法第八十六条において準用する法第七十八条に規定する法務省令で定める場合

- 七 第四十三条 法第八十六条において準用する法第八十一条第一項の規定による創立總會の議事録の作

成

附
則

この省令は、法の施行の日から施行する。